

# ボランティア・市民活動センター

問合せ ☎ 042-387-0011    メール vc-koganei@circus.ocn.ne.jp    ホームページ http://kvac.jp/



## 令和5年度「療法的音楽ボランティア養成講座」を実施します。

**1 講座名** 療法的音楽ボランティア養成講座  
～音楽療法のお話とワークショップ～

**2 目的** 広く市内で活動する「音楽レクリエーションボランティア」を養成するとともに、音楽療法への市民の理解を深める

**3 内容**

**講師** 藤本 禮子氏(ふじもとひろこ)  
一般社団法人日本音楽療法学会理事長  
日本音楽療法学会認定 音楽療法士  
NPO法人音楽療法の会武蔵野理事長

**ところ** 小金井市社会福祉協議会2階会議室AB

**定員** 20名(申込み順)  
※4回の講座終了後、後日に市内施設にて模擬演習実施予定です。

日時	会場	講師	内容(予定)
令和6年1月18日(木) 14:00～16:00	社協2階 会議室AB	藤本 禮子	音楽療法概論及びワークショップ
令和6年1月25日(木) 14:00～16:00	//	藤本 禮子	子どもを対象とした音楽療法の 講義及びワークショップ
令和6年1月29日(月) 14:00～16:00	//	藤本 禮子	高齢者を対象とした音楽療法の 講義及びワークショップ
令和6年2月5日(月) 14:00～16:00	//	藤本 禮子	高齢者を対象とした音楽療法の講義、 ワークショップ、ボランティアの体験談

**4 申込方法** 令和5年12月15日(金)より受付開始 電話、メールもしくは直接、  
小金井ボランティア・市民活動センター窓口にてお申し込みください。

**5 広報** 市報(12月1日号)、福祉こがねい(12月発行号)  
ぼらんていあこがねい(12月発行号)、小金井市社会福祉協議会及び小金井ボランティア・市民活動センターの  
ホームページ掲載、12月1日より公共施設へチラシ設置を予定

## 子ども・若者支援啓発講座を行いました。

### 「子ども・若者の生きづらさを支える地域づくりを学ぶ」開催報告

近年、地域の生活課題や個人、家族の福祉ニーズの多様化、複雑化が進んでおり、特に、子ども・若者を取り巻く環境は虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化し、さらにコロナ禍が困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与えています。小金井市社協は、令和5年度より様々な問題に直面する子ども・若者世代への支援強化を進めています。今年度は、10月2日に東京学芸大学こどもの学び困難支援センターの入江優子准教授をお招きし、啓発講座を開催しました。

不登校・ひきこもり・貧困について、子ども・若者の抱える現状を確認し、地域での活動事例を学びました。参加者は29名となり、様々な立場、活動をされている皆さんでワークショップを行い、参加者の皆さんの地域活動を伺うことができました。

今後、小金井市社協では、さらに子ども・若者支援について検討をすすめ、制度の狭間に陥る地域課題に対応すべく、新たな取り組みを進めていきたいと思えます。地域の皆さまのご理解とご協力を、今後ともよろしくお願い申し上げます。



## ディスレクシア\*交流会を行いました。

\*ディスレクシア=文字の読み書きに関する学習障害

ディスレクシア(以下LD)についての講座を2年続けて開催しました。講座終了後、交流会を開き、困り事などの情報交換やLDについての理解を深める場となっています。  
LDにご興味・ご関心がある方はボランティア・市民活動センターにご連絡ください。

# 市民協働支援センター準備室のお知らせ

## 「こがねい市民活動団体リスト」をご活用ください。

小金井市では、多くの人々や団体が結ばれ、市民活動が一層活性化されるとともに、これから活動を始めたい方がアクセスできるよう市民活動団体リストを作成しています。リストは市各施設(図書館、公民館など)や、市ホームページで閲覧可能です(「こがねい市民活動団体リスト」と検索)。登録団体も随時募集しています。ぜひ一度手にとってご覧ください。

### 「こがねい市民活動団体リスト」とは

- 掲載内容  
掲載を希望されたNPO・任意団体約250団体、町会・自治会等の地縁団体120団体が掲載されています。数年ごとに総合的な更新を行ない、その間3か月～6か月毎に内容の一部更新や新規登録を行なっています。

### ○登録の方法

「市民活動団体登録用紙」に必要事項を記入し、郵送、ファクス、メールまたは直接ご提出をお願いします。登録用紙は、コミュニティ文化課・市民協働支援センター準備室窓口にて配布しています。市ホームページからダウンロードもできます。

※掲載可能な団体は、小金井市内に拠点がある、もしくは市内で活動している市民活動団体に限ります。ただし、原則として営利活動が主体である団体や、特定の宗派や政党のために活動する団体などは、登録できません。

※新規活動される場合、掲載内容の変更、団体活動の終了の際はお知らせください。その他詳細は、市民協働支援センター準備室までお問い合わせください。

### ○発行部署

小金井市民部コミュニティ文化課です。作成・更新は、市民協働支援センター準備室が行っています。

**電話** ☎ 042-385-7767 (FAX共通)

**メール** kyodo@ion.ocn.ne.jp

**ブログ** http://blog.livedoor.jp/kyodo184/

## 協働講演会について

小金井市協働講演会 「緩やかな連携\*

**とき** 令和6年1月26日(金)

**時間** 19:00～20:30

**ところ** 小金井 小金井宮地楽器ホール 小ホール

**内容** 災害時にも機能するよう、普段から地域の中で、所属や職種を超えたゆるやかな連携を築くことの大切さを講演・シンポジウムを行うことで、考え学ぶきっかけとする\*

\*は(仮)となっています。  
12月末日ごろに小金井市社協ホームページ、小金井市報12月15号にて詳細をご案内いたします。

## こがねい市民活動団体リスト

みつけて うごいて つながろう！  
市内を拠点に活動する市民団体を紹介するリストです

- ☆ 地域参加をしてみたい人
- ☆ 市内でどんな団体が活動しているか知りたい人
- ☆ 協働事業の相手を探している人

ぜひ一度、手に取ってみてください！

小金井市市民部コミュニティ文化課  
市民協働支援センター準備室

# 権利擁護センター ふくしネットこがねい

問合せ ☎ 042-386-0121

権利擁護センターは、認知症の高齢者や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者等に対し、市役所等の手続きや日常的なお金の出し入れなどをお手伝いする「地域福祉権利擁護事業」と認知症等で判断能力に不安のある方に対し、後見人をつける「成年後見制度」の推進機関として、利用支援を行うセンターです。

## 相談事業(無料)

センターでは、6つの相談を行っています。

- 1 福祉サービス利用に際しての相談
- 2 判断力に不安のある方等への権利擁護相談
- 3 成年後見制度の利用相談
- 4 福祉サービスに対する苦情相談
- 5 後見人等実務相談
- 6 任意後見・老い支度相談

## 成年後見制度

成年後見制度の相談の他、制度を推進するための

下記の事業を行っています。

- 1 成年後見制度普及のための講演会
- 2 専門家による相談会
- 3 親族後見人や専門職後見人等との連絡会
- 4 センター運営に助言をいただくため運営等審査会の開催
- 5 市民後見人の養成と活用
- 6 成年後見制度に関係する市内団体との連絡会の開催
- 7 法人後見人や後見監督人の受任 など

問合せ 権利擁護センター ☎042-386-0121

## 後見人等実務相談

この相談は、親族後見人や市民後見人等、成年後見人等に就任されている方の日ごろの活動での問題や課題について、相談をお受けするものです。相談内容によっては、支援チームを設けることもあります。相談は事前予約制で、毎月第2・第3・第4の火曜日の13:30～15:30で行います(祝日を除く)。1日あたり2組までで相談時間は45分間です。相談は司法書士、社会福祉士、弁護士が対応します。

## 地域福祉権利擁護事業(有料)

利用できる人

認知症の高齢者や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者

## サービス内容

- 1 福祉サービス利用援助サービス  
・介護保険等福祉サービスに関する利用援助 ・郵便物の確認 ・契約に対する補助や立ち合い  
・本人が在宅で生活していくための情報提供 など
- 2 日常的金銭管理サービス  
・税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃等の支払い手続き ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き  
・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れなどの手続き など
- 3 書類預かりサービス  
・定期預金の通帳 ・土地家屋の権利書 ・契約書類 ・保険証書 ・年金証書 など  
※日常的な金銭管理サービスと書類預かりサービスのみの利用はできません。福祉サービス利用援助サービスとの併用が必要です。

## 利用料金

- ① 福祉サービス利用援助サービス  
1回 1時間 1,500円(以降、30分ごとに600円を加算)
- ② 日常的な金銭管理サービス  
・通帳を預からない場合 1回 1時間 1,500円  
・通帳を預かる場合 1回 1時間 3,000円(以降、30分ごとに600円を加算)
- ③ 書類預かりサービス  
1か月 1,000円

## 任意後見・老い支度相談

この相談は、判断能力が十分なうちに判断能力が低下したときの備えとして任意後見制度や、自分の死後の事務についての不安や準備について相談をお受けするものです。相談は平日8:30～17:00の間で事前予約制です。

# ご利用ください 福祉総合相談窓口

問合せ ☎ 042-386-0295

メール Koganei-jiritsu@joy.ocn.ne.jp

## 主な事業内容

- ◆福祉総合相談(生活困窮者自立相談を含む)  
生活の困りごとや不安を抱えている場合は、まずはお相談ください。適切な支援と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら就労、居住などの自立に向けた支援を行います。
- 複合的な課題については、関係機関と連携して包括的な支援を行います。
- 〈住居確保給付金の支給(家賃補助)〉  
離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失った方または失うおそれのある方に、原則3か月間(最長9か月間)、家賃相当額(上限あり)を支給します。
- 収入基準額等の支給要件があります。
- 〈家計改善支援〉  
日常のお金の使い方の見直しや、収支のバランスなどについてアドバイスをし、安定した家計管理が行えるように支援します。
- 要件に該当する場合は、公的制度や貸付など他制度も紹介します。

- 〈就労準備支援〉  
社会との関わりに不安がある等の直ちに就労が困難な方へのプログラムや就労の機会提供を行います。
- 〈地域活動支援〉  
地域共生社会の実現に向け、地域の資源との連携やネットワークづくりなどの地域活動を支援します。
- ◆居住支援相談窓口  
住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、子育て世帯等)が住まいを探すための支援を目的として開設しました。住まいが見つからずにお困りの方など、住まい探しに関する相談があればお気軽にご相談ください。

## 居場所プロジェクト in KOGANEI

1か月に1度、2時間ですが、自由に話したり、聞いたり、同じ空間で過ごす居場所です。  
市内・市外問わず、年齢も問わず、当事者だったらどなたでも参加できます。

- とき** 毎月第1火曜日 15:00～17:00
- 対象** ひきこもりがちな方、不登校を経験した方、生きづらさを感じている方
- 参加費** 無料(初回のみ 要予約)
- ところ** 小金井市社会福祉協議会2階会議室
- 申込・問合せ先** 福祉総合相談窓口

## 「ひきこもりで悩む家族が集う場所」

ひきこもりがちな家族がいる方の集う場所です。  
同じ悩みを共有し、気持ちを軽くすることを目的とし、開催しています。お気軽にご参加ください。

### 開催のご案内

- とき** 毎月第2火曜日 10:00～12:00
- 定員** 10名
- 参加費** 無料(要予約)
- ところ** 小金井市社会福祉協議会2階会議室
- 申込・問合せ先** 福祉総合相談窓口



# 生活福祉資金貸付制度 教育支援資金～入学金・授業料等～

進学や就学の継続を支援するための貸付で、学校に通うお子様が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となり、お子様が学校卒業後に返済する制度です。

学校	就学支度費(入学金)上限額	教育支援費上限額 <sup>(※)</sup>
高校・専修学校(高等課程)	500,000円	35,000円/月
高等専門学校・短期大学・専修学校(専門課程)		60,000円/月
大学		65,000円/月

※学費が上記の教育支援費で不足する場合には貸付金額を1.5倍まで増額できる場合があります。

## 優先される公的制度があります

本資金よりも優先される公的制度(例: 就学支援金・高等教育の修学支援新制度・母子及び父子福祉資金等)があります。在学中または入学予定の高校や大学へお問い合わせください。

## 家族の話し合いが大切

本資金は、お子様自身が返済をしていく貸付です。ご家族でよく話し合いをすることをお勧めします。

## 利用には時間がかかります

所得基準等の要件があるほか、審査には一定の時間がかかります。資金が必要な時期から3ヶ月程度の余裕をもってご連絡ください。

ご相談は原則予約制です。まずはお電話にてご連絡ください。 **問合せ** 生活福祉資金担当 ☎042-386-0294(平日8:30～17:00)

